

福井市社会福祉協議会福祉委員設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「福井市社協」という。）が設置する福祉委員に関し必要な事項を定め、住民が主体となって福祉委員活動を推進することによって、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 福祉委員は、次の各号に該当する者で、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の会長の推薦を受けた者のうちから適任と認められる者を福井市社協会長、地区社協会長が連名にて委嘱する。

- (1) 地域福祉の増進に理解と熱意のある者
- (2) 地域住民に信望があり、地域住民のパイプ役として活動できる者
- (3) ボランティア精神で活動できる者
- (4) 活動中に知り得た秘密を守り、責任を持って活動に取り組める者

2 地区社協会長は、福祉委員候補者推薦書（様式 福1）により福井市社協会長の指定する日までに福祉委員候補者名簿（様式 福2）を提出するものとする。

(組織)

第3条 福祉委員は、原則として1自治会に1人以上又は概ね20～50世帯に1人の割合を目安に設置するものとする。

2 福祉委員は、地区社協に所属する。

(活動)

第4条 福祉委員は、地区社協の役員、民生児童委員等との連携を図りながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者世帯等への日常的な見守り支援活動。
- (2) 発見した福祉ニーズの民生児童委員等への伝達及び福祉サービス・制度等の情報提供。
- (3) 地区社協が実施する事業への参加と協力。
- (4) その他地域福祉の推進のために必要な活動。

(任期)

第5条 福祉委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充によって就任した福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 福祉委員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 在任中及び退任後に活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(2) その他、福祉委員としての信用を傷つける行為をしないこと。

(福祉委員活動の推進)

第7条 地区社協は、福祉委員を対象とする研修会の開催やボランティア活動保険の加入等福祉委員活動の推進を図ることを目的とする事業を実施するものとする。

2 福井市社協は、前項の事業を実施する地区社協に対し、毎年度、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金交付)

第8条 前条第2項の補助金交付に係る基準及び交付手続き等必要な事項は、福井市社協会長が別に定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、福井市社協会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

3 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する福祉委員の任期は、平成20年4月1日前までは、各地区社協の実情により2年以内の別の任期を定めることができるものとする。

(関係要綱の廃止)

4 福井市社会福祉協議会福祉委員設置要綱（平成3年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。